

## 裁判員裁判の実施状況について（制度施行～令和6年2月末・速報）

### 目 次

表1	罪名別の新受人員の推移	1
表2	庁別の新受人員、終局人員及び未済人員の推移	2
表3	罪名別・量刑分布別（終局区分別を含む）の終局人員及び控訴人員	4
表4	裁判員候補者名簿記載者数、各段階における裁判員候補者数及び 選任された裁判員・補充裁判員の数の推移	6
表5	平均審理期間及び公判前整理手続期間の推移（自白否認別）	7
表6	公判前整理手続期間（公判前整理手続に付された日から同手続終了日まで） 別の判決人員の分布及び平均公判前整理手続期間（自白否認別）	8
表7	平均実審理期間及び平均開廷回数の推移（自白否認別）	9
表8	平均取調べ証人数の推移（自白否認別）	10
表9	平均評議時間の推移（自白否認別）	11

表1 罪名別の新受人員の推移

	累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年 (2月末)
総数	18,573	1,196	1,797	1,785	1,457	1,465	1,393	1,333	1,077	1,122	1,090	1,133	1,004	793	839	972	117
強盗致傷	4,288	295	468	411	329	342	321	290	224	253	281	222	304	136	133	259	20
殺人	4,150	270	350	371	313	303	302	303	255	278	250	255	217	220	228	202	33
現住建造物等放火	1,831	98	179	167	128	141	136	162	124	105	115	100	97	87	80	100	12
覚醒剤取締法違反	1,630	90	153	173	105	105	129	58	67	102	96	252	77	28	60	123	12
傷害致死	1,564	70	141	169	146	136	131	107	103	96	82	71	57	82	85	73	15
不同意わいせつ致死傷	1,466	58	105	105	109	133	131	111	115	90	104	77	90	69	74	88	7
不同意性交等致死傷	1,214	88	111	137	124	121	91	104	75	65	47	55	47	47	50	49	3
強盗・不同意性交等	595	61	99	83	59	57	36	34	20	21	24	18	28	23	15	15	2
強盗致死(強盗殺人)	446	51	43	37	37	37	27	35	22	19	23	21	33	12	18	25	6
偽造通貨行使	306	34	60	30	34	12	4	20	7	13	18	20	5	11	31	7	-
危険運転致死	297	13	17	20	27	21	23	28	28	18	7	16	22	25	23	8	1
通貨偽造	135	14	18	20	19	17	4	8	6	11	5	5	1	4	1	1	1
銃刀法違反	134	13	5	3	4	10	10	15	10	16	16	7	9	5	9	2	-
保護責任者遺棄致死	109	7	9	12	4	5	7	5	6	10	11	6	11	3	10	3	-
集団(準)強姦致死傷	81	13	2	17	6	9	17	8	1	4	2	-	-	-	-	2	-
逮捕監禁致死	73	4	18	21	1	4	3	2	1	5	4	-	-	-	8	2	-
組織的犯罪処罰法違反	55	6	5	-	-	3	14	18	1	7	-	1	-	-	-	-	-
身の代金拐取	34	-	3	-	1	1	1	-	3	1	-	1	2	8	10	3	-
麻薬特例法違反	33	1	5	3	2	1	1	11	3	2	1	1	-	-	1	1	-
拐取者身の代金取得等	32	-	-	-	-	-	-	2	1	-	2	1	-	22	2	2	-
爆発物取締罰則違反	23	6	-	-	5	2	-	2	1	1	-	-	1	2	-	1	2
麻薬取締法違反	10	1	3	1	2	2	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
強盗・不同意性交等致死	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-
その他	65	3	3	5	2	3	5	10	4	5	2	3	3	7	1	6	3

(注)1 延べ人員である。

- 2 受理後の罰条の変更等により、裁判員裁判対象事件にならなかったものを含まず、同事件に該当しなくなったものは含む。
- 3 1通の起訴状で複数の罪名の異なる裁判員裁判対象事件が起訴された場合は、法定刑の最も重い罪名に計上した。
- 4 未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。
- 5 「不同意わいせつ致死傷」は、監護者わいせつ致死傷及び令和5年法律第66号による改正前の(準)強制わいせつ致死傷を含む。
- 6 「不同意性交等致死傷」は、監護者性交等致死傷、平成29年法律第72号による改正前の(準)強姦致死傷及び令和5年法律第66号による改正前の(準)強制性交等致死傷を含む。
- 7 「強盗・不同意性交等」は、平成29年法律第72号による改正前の強盗強姦及び令和5年法律第66号による改正前の強盗・強制性交等を含む。
- 8 「強盗・不同意性交等致死」は、平成29年法律第72号による改正前の強盗強姦致死及び令和5年法律第66号による改正前の強盗・強制性交等致死を含む。
- 9 「危険運転致死」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2及び自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律2条に規定する罪である。
- 10 「銃刀法」は、「銃砲刀剣類所持等取締法」の略である。
- 11 「組織的犯罪処罰法」は、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」の略である。
- 12 「麻薬特例法」は、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」の略である。
- 13 「麻薬取締法」は、「麻薬及び向精神薬取締法」の略である。
- 14 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。
- 15 速報値である。





表3 罪名別・量刑分布別（終局区分別を含む）の終局人員及び控訴人員

	終局人員	終局区分別																				控訴人員	控訴率（%）		
		有罪人員	死刑	無期懲役	有期懲役										有期禁錮	執行猶予のうち 執行全部予	罰金	刑の免除	無罪	家裁へ移送	その他				
					30年以下	25年以下	20年以下	15年以下	10年以下	7年以下	5年以下	3年以下													
												実刑	執行猶予のうち うち 保護観察	執行全部予 うち 保護観察											
総数	16,387	15,870	46	302	150	196	720	1,701	3,225	3,089	2,700	913	16	16	2,814	1,498	6	3	7	1	157	17	343	5,980	37.3
殺人	3,785	3,687	24	104	72	93	429	660	520	459	409	201	-	-	716	299	-	-	-	-	29	2	67	1,333	35.9
強盗致傷	3,445	3,300	-	-	1	5	32	198	723	949	829	129	1	1	434	291	-	-	-	-	15	3	127	1,241	37.4
現住建造物等放火	1,551	1,514	-	2	2	2	18	46	75	201	372	154	3	3	642	413	-	-	-	-	8	-	29	316	20.8
傷害致死	1,532	1,485	-	-	2	6	6	119	385	369	325	103	-	-	170	38	-	-	-	-	29	7	11	617	40.7
覚醒剤取締法違反 (準)強制わいせつ致死傷	1,466	1,394	-	2	4	9	65	202	718	335	36	15	-	-	8	2	-	-	-	-	56	-	16	775	53.4
(準)強盗致死傷	1,128	1,113	-	-	-	1	4	14	42	100	294	173	9	9	485	327	-	-	-	-	3	-	12	225	20.2
麻薬特例法違反	730	701	-	2	13	17	34	119	174	187	112	18	1	1	25	18	-	-	-	-	1	-	28	310	44.2
危険運転致死	463	460	-	-	-	1	7	39	138	186	82	4	-	-	3	2	-	-	-	-	-	-	3	196	42.6
強盗致死(強盗殺人)	396	388	21	182	34	26	41	56	21	6	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	5	253	64.7
強盗強姦	286	283	-	-	-	4	6	34	118	68	36	15	-	-	2	1	-	-	-	-	-	2	1	114	40.3
(準)強姦致死傷	285	267	-	7	19	24	34	80	75	21	5	1	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	18	117	43.8
偽造通貨行使	241	234	-	-	-	1	13	30	80	61	34	6	1	1	9	7	-	-	-	-	2	1	4	117	49.6
保護責任者遺棄致死	196	191	-	-	-	-	-	1	1	3	36	22	-	-	128	38	-	-	-	-	1	-	4	26	13.5
銃刀法違反	110	106	-	-	-	-	1	8	15	25	21	10	-	-	26	10	-	-	-	-	2	-	2	40	37.0
傷害	103	95	-	-	-	-	1	14	17	37	20	2	-	-	4	1	-	-	-	-	5	-	3	50	50.0
強盗・強姦致死傷	91	91	-	-	-	-	-	-	3	3	19	22	1	1	44	19	-	-	-	-	-	-	-	27	29.7
逮捕監禁致死傷	91	88	-	-	2	4	9	37	33	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	2	49	55.1
集団(準)強姦致死傷	80	80	-	-	-	-	-	9	17	13	16	8	-	-	17	3	-	-	-	-	-	-	-	32	40.0
強盗	66	63	-	1	-	2	8	8	25	12	3	1	-	-	3	3	-	-	-	-	-	2	1	33	52.4
通貨偽造	47	47	-	-	-	-	3	5	6	11	12	3	-	-	7	2	-	-	-	-	-	-	-	17	36.2
拐取者身の代金取得等	42	38	-	-	-	-	-	-	-	-	8	3	-	-	27	6	-	-	-	-	-	-	4	2	5.3
(準)強姦	35	35	-	-	-	-	-	2	6	7	7	1	-	-	12	-	-	-	-	-	-	-	-	8	22.9
窃盗	32	32	-	-	-	-	1	6	13	7	3	1	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	10	31.3
爆発物取締罰則違反	19	19	-	-	-	-	-	-	1	1	3	4	-	-	10	4	-	-	-	-	-	-	-	3	15.8
組織的犯罪処罰法違反	17	15	-	-	1	1	1	4	4	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	11	68.8
麻薬取締法違反	16	14	-	2	-	-	5	2	-	2	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	10	66.7
過失運転致死	12	12	-	-	-	-	-	5	3	3	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	50.0
(準)強姦致死傷	11	11	-	-	-	-	-	-	-	5	2	-	-	-	-	-	4	1	-	-	-	-	-	5	45.5
自殺関与及び同意殺人	10	10	-	-	-	-	2	-	3	4	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	30.0	
関税法違反	10	10	-	-	-	-	-	-	-	1	2	3	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	2	20.0
非現住建造物等放火	8	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	5	-	-	-	1	-	-	-	-	5	62.5
身の代金拐取	7	7	-	-	-	-	2	-	-	-	3	-	-	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-	1	14.3
建造物等以外放火	7	4	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	2	1	-	-	-	-	-	-	3	-	-
激発物破裂	6	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	5	2	-	-	-	-	-	-	-	2	33.3
暴行	6	6	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	3	2	-	-	-	-	-	-	-	1	16.7
海賊行為処罰法違反	6	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	5	-	-	-	-	2	33.3
海賊行為処罰法違反	5	4	-	-	-	-	-	1	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	4	100.0

裁判員裁判の実施状況について（制度施行～令和6年2月末・速報）

	終局人員	終局区分																				控訴人員	控訴率（％）				
		有罪人員	死刑	無期懲役	有期懲役										罰金	刑の免除	無罪	家裁へ移送	その他								
					3年以下																						
					30年以下	25年以下	20年以下	15年以下	10年以下	7年以下	5年以下	実刑	執行猶予のうち 保う うち 保う うち 保う うち 保う	執行猶予のうち 保う うち 保う うち 保う						有期禁錮	執行猶予のうち 保う うち 保う うち 保う						
死体損壊等	4	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	2	50.0	
道路交通法違反	4	4	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	2	50.0
(準)強制わいせつ	3	3	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	2	66.7
大麻取締法違反	3	3	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	33.3
建造物等延焼	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	50.0
集団(準)強姦	2	2	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	100.0
不同意わいせつ致死傷	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不同意性交等致死傷	2	2	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
逮捕監禁	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
詐欺	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	50.0
恐喝	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
公務執行妨害	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	100.0
ガス漏出等致死	1	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電気車転覆	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	100.0
偽造有印私文書行使	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
業務上過失致死	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
重過失致死	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	100.0
保護責任者遺棄等	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
強姦	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
営利拐取等	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
常習累犯窃盗	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	100.0
常習累犯強盗	1	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
強盗・強制的性交等致死	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
強盗・不同意性交等	1	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電子計算機使用詐欺	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
公用文書毀棄	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	100.0
危険運転致傷	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
過失運転致死アルコール等影響発覚免脱	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
出入国管理及び難民認定法違反	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	100.0

- (注) 1 実人員である。  
 2 「その他」は、免訴、公訴棄却、移送(少年法55条による家裁移送を除く。)等である。  
 3 未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。  
 4 有罪(一部無罪を含む。)の場合は処断罪名を、無罪その他の場合は終局時において当該事件について掲げられている訴因の罪名のうち裁判員裁判対象事件の罪名(裁判員裁判対象事件が複数あるときは、法定刑が最も重いもの)を、それぞれ計上した。  
 5 起訴罪名と認定罪名が異なる場合や罰条の変更等の場合などにおいては、裁判員裁判対象事件の罪名と異なる罪名で計上されることがある。  
 6 禁錮刑について、刑の一部執行猶予が言い渡された人員はない。  
 7 「麻薬特例法」は、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」の略である。  
 8 「危険運転致死」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2及び自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律に規定する罪である。  
 9 「銃刀法」は、「銃砲刀剣類所持等取締法」の略である。  
 10 「組織的犯罪処罰法」は、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」の略である。  
 11 「麻薬取締法」は、「麻薬及び向精神薬取締法」の略である。  
 12 「海賊行為処罰法」は、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」の略である。  
 13 「過失運転致死」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項及び自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律に規定する罪である。  
 14 「危険運転致傷」は、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律に規定する罪である。  
 15 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。  
 16 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴され、当該支部の管轄区域を取扱区域とする本庁又は支部に回付された人員を除く。  
 17 速報値である。

表4 裁判員候補者名簿記載者数、各段階における裁判員候補者数及び選任された裁判員・補充裁判員の数の推移

		累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年 (2月末)
イ	裁判員候補者名簿記載者数	4,017,806	295,036	344,900	315,940	285,530	259,200	236,500	233,800	229,200	233,600	230,600	233,300	232,800	236,600	233,000	213,700	204,100
ロ	名簿使用率(%) (「ハ」/「イ」)	42.2	4.5	36.7	41.7	47.5	52.2	52.0	56.8	55.8	51.4	55.3	50.9	44.8	42.8	36.7	43.1	10.1
ハ	選定された裁判員候補者数	1,696,403 [105.7]	13,423 [94.5]	126,465 [84.0]	131,880 [86.5]	135,535 [90.4]	135,207 [97.5]	123,059 [102.4]	132,831 [112.4]	127,811 [115.8]	120,187 [124.4]	127,490 [124.1]	118,754 [118.6]	104,205 [115.1]	101,150 [111.9]	85,589 [116.0]	92,207 [114.3]	20,610 [137.4]
ニ	調査票により辞退等が認められた裁判員候補者数	509,788	3,785	32,245	37,771	38,488	39,666	36,755	40,755	39,485	36,011	39,703	38,578	34,701	32,155	25,840	27,154	6,696
ホ	期日の通知・質問票を送付した裁判員候補者数 (「ハ」-「ニ」)	1,186,615 [74.0]	9,638 [67.9]	94,220 [62.6]	94,109 [61.7]	97,047 [64.7]	95,541 [68.9]	86,304 [71.8]	92,076 [77.9]	88,326 [80.0]	84,176 [87.1]	87,787 [85.5]	80,176 [80.1]	69,504 [76.8]	68,995 [76.3]	59,749 [81.0]	65,053 [80.6]	13,914 [92.8]
ヘ	質問票により辞退等が認められた裁判員候補者数	552,706	3,185	34,147	37,756	42,443	43,451	40,351	43,806	41,563	41,707	44,907	39,523	33,922	34,385	30,704	33,525	7,331
ト	選任手続期日に出席を求められた裁判員候補者数 (「ホ」-「ヘ」)	633,909	6,453	60,073	56,353	54,604	52,090	45,953	48,270	46,763	42,469	42,880	40,653	35,582	34,610	29,045	31,528	6,583
チ	選任手続期日に出席した裁判員候補者数	453,410 [28.3]	5,415 [38.1]	48,422 [32.2]	44,150 [29.0]	41,543 [27.7]	38,527 [27.8]	32,833 [27.3]	32,598 [27.6]	30,313 [27.5]	27,152 [28.1]	28,961 [28.2]	27,874 [27.8]	24,798 [27.4]	24,729 [27.4]	20,278 [27.5]	21,637 [26.8]	4,180 [27.9]
リ	出席率(%)																	
	(「チ」/「ハ」)	26.7	40.3	38.3	33.5	30.7	28.5	26.7	24.5	23.7	22.6	22.7	23.5	23.8	24.4	23.7	23.5	20.3
	(「チ」/「ト」)	71.5	83.9	80.6	78.3	76.1	74.0	71.4	67.5	64.8	63.9	67.5	68.6	69.7	71.5	69.8	68.6	63.5
ヌ	選任手続期日当日に辞退等により不選任決定がされた裁判員候補者数	120,185	1,326	11,850	11,308	10,933	11,055	9,321	9,150	8,324	7,528	7,498	7,299	5,896	6,471	5,452	5,709	1,065
ル	(a) 辞退が認められた裁判員候補者の総数	1,083,420	7,134	66,977	77,909	83,426	85,615	79,288	86,201	82,647	79,284	85,484	79,236	69,037	67,639	57,663	61,705	14,175
	(b) 辞退率(%) (「ル(a)」/「ハ」)	63.9	53.1	53.0	59.1	61.6	63.3	64.4	64.9	64.7	66.0	67.1	66.7	66.3	66.9	67.4	66.9	68.8
ヲ	くじの母数となった候補者数に、理由なし不選任数を加えたもの	390,269 [24.3]	4,802 [33.8]	42,559 [28.3]	38,274 [25.1]	35,785 [23.9]	32,586 [23.5]	27,703 [23.0]	27,554 [23.3]	25,678 [23.3]	22,954 [23.8]	24,853 [24.2]	24,044 [24.0]	21,859 [24.2]	21,558 [23.8]	17,635 [23.9]	18,778 [23.3]	3,647 [24.3]
ワ	選任された裁判員の数	92,557	838	8,673	8,816	8,633	7,937	6,938	6,768	6,363	5,536	5,905	5,718	5,221	5,226	4,413	4,714	858
カ	選任された補充裁判員の数	31,460	346	3,067	2,988	2,906	2,622	2,333	2,293	2,140	1,896	1,989	1,919	1,761	1,769	1,527	1,610	294
(参考)	判決人員	16,046	142	1,506	1,525	1,500	1,387	1,202	1,182	1,104	966	1,027	1,001	905	904	738	807	150

(注)1 「イ」は刑事局の集計結果であり、平成29年から令和4年までは、名簿調製後直ちに削除された18歳及び19歳の者も含まれている。  
 2 「ハ」ないし「ヲ」は延べ人員であり、速報値である。  
 3 「ニ」及び「ヘ」には、辞退が認められたもののほか、(1)欠格事由、就職禁止事由に該当するとして、呼び出さない措置又は呼出取消しがされたものが含まれ、更に前者には、(2)転居先不明等により裁判員候補者名簿記載通知等が不到達であったものが含まれる。  
 4 「ト」には、そもそも呼出状が到達しておらず、現実的には出席を期待し得ない裁判員候補者も含まれる。  
 5 「ヌ」には、理由あり不選任決定(裁判員法34条4項)、辞退による不選任決定(同法34条7項)、理由なし不選任決定(同法36条)及び質問なし不選任決定(裁判員規則35条2項、3項)がされたものを含み、くじによる不選任決定(同法37条3項)がされたものは含まない。  
 6 「ル(a)」のうち、平成21年及び平成22年の人数には、(1)欠格事由、就職禁止事由に該当するとして、呼び出さない措置がされたもの、(2)転居先不明等により裁判員候補者名簿記載通知等が不到達であったものが含まれる。  
 7 「ワ」及び「カ」は実人員であり、概数である。  
 8 補充裁判員から裁判員に選任された場合は、重複して計上した。  
 9 「」は、判決人員1人当たりの平均である。なお、判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。

表5 平均審理期間及び公判前整理手続期間の推移(自白否認別)

		累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年 (2月末)
総数	判決人員	16,046	142	1,506	1,525	1,500	1,387	1,202	1,182	1,104	966	1,027	1,001	905	904	738	807	150
	平均審理期間(月)	10.0	5.0	8.3	8.9	9.3	8.9	8.7	9.2	10.0	10.1	10.1	10.3	12.0	12.6	13.8	13.2	15.0
	公判前整理手続期間の平均(月)	7.9	2.8	5.4	6.4	7.0	6.9	6.8	7.4	8.2	8.3	8.2	8.5	10.0	10.5	11.5	11.1	12.5
	公判前整理手続以外に要した期間の平均(月)	2.1	2.2	2.9	2.5	2.3	2.0	1.9	1.8	1.8	1.8	1.9	1.8	2.0	2.1	2.3	2.1	2.5
自白	判決人員	8,399	114	970	885	806	725	644	623	568	449	496	491	432	419	340	368	69
	平均審理期間(月)	7.9	4.8	7.4	7.3	7.2	7.1	7.0	7.4	8.0	7.9	7.7	7.9	9.9	9.8	10.7	10.2	11.2
	公判前整理手続期間の平均(月)	6.0	2.8	4.6	5.0	5.2	5.4	5.4	5.8	6.5	6.4	6.1	6.4	8.1	7.8	8.6	8.2	9.5
	公判前整理手続以外に要した期間の平均(月)	1.9	2.0	2.8	2.3	2.0	1.7	1.6	1.6	1.5	1.5	1.6	1.5	1.8	2.0	2.1	2.0	1.7
否認	判決人員	7,647	28	536	640	694	662	558	559	536	517	531	510	473	485	398	439	81
	平均審理期間(月)	12.4	5.6	9.8	10.9	11.7	10.9	10.6	11.2	12.1	12.1	12.3	12.5	13.9	15.1	16.5	15.7	18.4
	公判前整理手続期間の平均(月)	10.0	3.1	6.8	8.3	9.1	8.5	8.5	9.1	10.1	10.0	10.0	10.5	11.7	12.9	14.0	13.5	15.1
	公判前整理手続以外に要した期間の平均(月)	2.4	2.5	3.0	2.6	2.6	2.4	2.1	2.1	2.0	2.1	2.3	2.0	2.2	2.2	2.5	2.2	3.3

(注)1 判決人員は実人員である。

2 「公判前整理手続期間の平均(月)」は、裁判員裁判対象事件以外の事件について、公判前整理手続に付されずに公判を開いた後、罰条の変更等により裁判員裁判対象事件になり、期日間整理手続に付されたもの等を除外して算出した。

3 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。

4 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。

5 速報値である。



表6 公判前整理手続期間(公判前整理手続に付された日から同手続終了日まで)別の判決人員の分布及び平均公判前整理手続期間(自白否認別)

	判決人員	公判前整理手続期間															平均公判前整理手続期間	
		15日以内	1月以内	2月以内	3月以内	6月以内	9月以内	1年以内	1年3月以内	1年6月以内	1年9月以内	2年以内	2年3月以内	2年6月以内	2年9月以内	3年以内		3年を超える
総数	15,829	-	7	236	901	5,946	4,072	2,242	1,187	546	289	153	108	44	38	23	37	7.9月
自白	8,268	-	6	205	797	4,240	1,888	689	279	92	35	22	9	2	2	1	1	6.0月
否認	7,561	-	1	31	104	1,706	2,184	1,553	908	454	254	131	99	42	36	22	36	10.0月

(注)1 実人員である。

2 裁判員裁判対象事件以外の事件について、公判前整理手続に付されずに公判を開いた後、罰条の変更等により裁判員裁判対象事件になり、期日間整理手続に付されたもの等を含まないため、判決人員は他の表と異なる。

3 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。

4 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。

5 速報値である。

表7 平均実審理期間及び平均開廷回数（自白否認別）

		累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年 (2月末)
総数	判決人員	16,046	142	1,506	1,525	1,500	1,387	1,202	1,182	1,104	966	1,027	1,001	905	904	738	807	150
	平均実審理期間(日)	9.6	3.7	4.9	6.2	7.4	8.1	8.2	9.4	9.5	10.6	10.8	10.5	12.1	13.8	17.5	14.9	17.5
	平均開廷回数(回)	4.6	3.3	3.8	4.1	4.5	4.5	4.5	4.7	4.6	4.9	4.8	4.8	4.7	5.1	5.4	5.3	5.9
自白	判決人員	8,399	114	970	885	806	725	644	623	568	449	496	491	432	419	340	368	69
	平均実審理期間(日)	6.4	3.5	4.0	4.5	5.0	5.8	5.9	6.2	6.7	7.2	7.3	6.8	8.3	9.4	10.3	10.3	10.3
	平均開廷回数(回)	3.8	3.2	3.5	3.6	3.7	3.8	3.8	3.8	3.8	3.9	3.9	3.8	3.9	4.1	4.3	4.2	4.4
否認	判決人員	7,647	28	536	640	694	662	558	559	536	517	531	510	473	485	398	439	81
	平均実審理期間(日)	13.1	4.7	6.6	8.5	10.1	10.5	10.8	13.0	12.6	13.5	14.0	14.1	15.6	17.6	23.7	18.7	23.5
	平均開廷回数(回)	5.5	3.7	4.4	4.9	5.5	5.4	5.3	5.6	5.6	5.8	5.7	5.7	5.4	6.1	6.4	6.2	7.2

(注)1 判決人員は実人員である。

2 実審理期間は、第1回公判期日から終局(判決宣告)までの期間であり、審理等が行われなかった日や土日祝日を含む。最長のものは575日であり、最短のものは2日である。

なお、次の事件は、(1)～(3)の方法により算出した。

(1) 区分審理を行ったものについては、裁判員が参加した審理が行われた期間の合計を実審理期間とした。

(2) 裁判官のみで第1回公判を開いた後、裁判員裁判対象事件で追起訴があったため裁判員の参加する合議体で審理されて終局したものについては、裁判員が参加した審理が行われた期間を実審理期間とした。

(3) 東日本大震災の影響等で公判期日が延期され、裁判員が解任されたものについては、改めて選任された裁判員の参加した審理が行われた期間を実審理期間とした。

3 開廷回数には、裁判官のみで行われた公判の回数を含む。

4 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。

5 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。

6 速報値である。

表8 平均取調べ証人数の推移(自白否認別)

		累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年 (2月末)
総数	判決件数	15,048	138	1,423	1,442	1,415	1,294	1,131	1,104	1,037	900	958	931	843	844	696	756	136
	取調べ証人実人数	2.8	1.6	2.1	2.3	3.0	2.9	2.9	3.0	3.1	3.1	3.1	2.9	2.7	2.9	3.1	2.9	3.0
	検察官請求証人数	1.9	0.7	1.1	1.3	2.0	2.0	2.0	2.1	2.1	2.2	2.2	2.0	1.9	2.1	2.3	2.1	2.1
	弁護士側請求証人数	1.2	1.1	1.3	1.2	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.2	1.2	1.0	1.1	1.2	1.1	1.2
自白	判決件数	7,814	110	905	818	753	662	602	579	532	417	463	459	393	390	325	345	61
	取調べ証人実人数	1.7	1.4	1.5	1.5	1.8	1.9	1.9	2.0	1.9	1.9	1.8	1.7	1.5	1.7	1.6	1.5	1.9
	検察官請求証人数	0.7	0.5	0.4	0.4	0.8	0.8	1.0	1.0	0.9	0.9	0.8	0.7	0.7	0.7	0.7	0.6	0.8
	弁護士側請求証人数	1.2	1.0	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.3	1.3	1.3	1.2	1.1	1.0	1.1	1.1	1.1	1.3
否認	判決件数	7,234	28	518	624	662	632	529	525	505	483	495	472	450	454	371	411	75
	取調べ証人実人数	4.0	2.4	3.3	3.4	4.3	4.1	4.1	4.2	4.3	4.2	4.4	4.1	3.7	4.0	4.5	4.1	4.0
	検察官請求証人数	3.1	1.2	2.3	2.5	3.4	3.1	3.2	3.3	3.4	3.3	3.6	3.2	3.0	3.2	3.7	3.4	3.2
	弁護士側請求証人数	1.2	1.3	1.3	1.2	1.4	1.3	1.3	1.3	1.3	1.2	1.2	1.3	1.1	1.1	1.2	1.0	1.1

- (注) 1 裁判員の参加した合議体により審理終局した事件ごとの件数建てである。  
 2 証人の数は、相被告人のみの関係で取り調べた証人を含む。  
 3 双方請求の場合には、「検察官請求証人数」及び「弁護士側請求証人数」に重複して計上した。  
 4 「取調べ証人実人数」には、職権で取り調べた証人を含む。  
 5 判決件数には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。  
 6 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。  
 7 概数である。

表9 平均評議時間の推移(自白否認別)

		累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年 (2月末)
総数	判決人員	16,046	142	1,506	1,525	1,500	1,387	1,202	1,182	1,104	966	1,027	1,001	905	904	738	807	150
	平均評議時間(分)	696.6	397.0	504.4	564.1	619.8	630.1	674.9	719.6	731.9	760.3	778.3	768.2	761.2	836.2	894.2	857.1	862.1
自白	判決人員	8,399	114	970	885	806	725	644	623	568	449	496	491	432	419	340	368	69
	平均評議時間(分)	531.4	377.3	438.7	468.4	475.2	498.1	532.2	541.9	560.1	580.3	583.9	567.5	585.6	641.6	644.9	619.0	576.7
否認	判決人員	7,647	28	536	640	694	662	558	559	536	517	531	510	473	485	398	439	81
	平均評議時間(分)	878.1	477.3	623.4	696.3	787.7	774.6	839.6	917.7	914.1	916.6	959.8	961.5	921.6	1,004.3	1,107.1	1,056.6	1,105.2

(注)1 判決人員は実人員である。

2 評議時間には、中間評議に要した時間を含まない。

3 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。

4 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。

5 速報値である。